

令和 6 年 5 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 5 月 27 日（月） 午後 2 時 35 分～午後 3 時 20 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 2 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（11 名）

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	6 番 櫻 井 正 彦	7 番 清 水 照 夫
8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行	10 番 深 澤 良 朗
12 番 星 野 文 雄	13 番 小 林 利 信	

5. 欠席した農業委員（2 名）

5 番 大 澤 恵美子 11 番 星 野 邦 夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員（12 名）

2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明	4 番 大 塚 孝 一
5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範	7 番 尾 澤 勝
8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘	10 番 武 裕 士
11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一	13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（1 名）

1 番 新 井 巖 雄

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男	事務局長補佐 高 橋 潤 一
主 査 松 嶋 広 晃	

事務局 定刻を過ぎてしまい申し訳ございません。それでは最初に関会に先立ちまして、農業委員の岩崎十三江さんが 5 月 15 日に県の総合表彰を受賞されたことから、農業委員会として会長から岩崎委員に花束の贈呈を行います。大変おめでとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

これより令和 6 年 5 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は、農業委員「5 番 大澤委員」、「11 番 星野委員」、農地利用最適化推進委員「1 番 新井委員」の 3 名です。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員

は 11 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 6 年 5 月 27 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和 6 年 5 月 27 日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「6 番：櫻井 正彦 委員」と「7 番：清水 照夫 委員」の両名をお願いいたします。

議案第 1 号

議 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

令和 6 年 5 月 27 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回から議案書 1 ページ 2 議案ということで進めさせていただきます。

始めに、番号 1 番でございます。

受け人、渡し人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、一般住宅用地（敷地拡張）、売買。現在、市内に居住しておりますが、一般住宅用地の敷地拡張として申請するもの。薮塚台地土地改良区 1-A 工区、第 3 種農地、始末書の添付がございます。

番号 2 番。受け人、渡し人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、一般住宅用地、売買。現在、アパートに住んでおりますが、手狭になってきたことから、閑静で恵まれた環境にある申請地に住宅を新築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 2-2 工区、第 3 種農地。

よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、始末書の添付がございます。事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、笠懸第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員

6 番、櫻井です。地図の 1 番をご覧下さい。場所につきましては、桐生大学とスーパーやましろやの間の道を北上してすぐのところになります。始末書の通りの状態になっておりますが、畑にするより宅地の方が向いているような状況です。問題はないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長

番号 2 番について、笠懸第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員

6 番、櫻井です。地図の 2 番をご覧下さい。場所につきましては、市営住宅の東側になります。モナミという工場の北側になりますが、よく手入れがされておりますが、入り口の両側も宅地になっている状態で何も問題はないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

番号 3 番
議 長

番号 3 番については、清水委員に関連がございますので、清水委員におかれましては、議場より退出をお願いします。

(清水委員退出)

議 長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

番号 3 番の案件について説明いたします。

受け人、渡し人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑、2 筆、工場・事務用地、売買。現在、市内にて家具の製造・修理業を営んでおりますが、作業室が手狭になってきたことから、工場・事務所を建設したく申請するもの。第 2 種農地。

番号 3 番
議 長

番号 3 番について、現地確認をした石原委員より説明をお願いします。

3 番委員

3 番、石原です。地図の 3 番をご覧下さい。申請地は、大間々尾島線を南下して 50 号線、両毛線を越えて 2km くらい行くと右側にヤクルトの営業所がありますが、その信号を右折して 200m くらい行った信号角の右側になります。以前は警察の待機寮があった場所で、問題ないと思いますので慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 3 番については、面積要件の関係で県の常設審議委員会に上程する案件ですので、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 3 番の申請は県の常設審議委員会に上程いたします。清水委員の入室を許可いたします。

事 務 局

番号 4 番の案件について説明いたします。

受け人、渡し人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、建売分譲住宅（7 区画）用地、売買。現在、市外にて不動産業を営んでおりますが、譲渡人より申請地を売却してもらえることから、閑静で恵まれた環境にある申請地に建売分譲住宅用地として申請するもの。大間々用水土地改良区第 9 工区、第 3 種農地。

よろしく願いいたします。

番号 4 番
議 長

番号 4 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

番号 6 番

議 長

番号 6 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番 委 員

1 番、鈴木です。地図の 6 番をご覧ください。申請地は JR 両毛線の大間々踏切を西側へ 23m ほど直進し、左折して 45m ほど直進した左側となります。周囲は市道と農地であり問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 6 番の申請は可決いたします。

事 務 局

番号 7 番の案件について説明いたします。

受け人、渡し人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、一般住宅用地、売買。現在、市外に住んでおりますが、閑静で恵まれた環境にある申請地に住宅を新築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 11 工区、第 3 種農地。

番号 8 番。受け人、渡し人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町高津戸、田 (2 筆)、資材置場、売買。現在、市内にて土木事業や建設事業等の総合建設業を営んでおりますが、資材置場が手狭になってきたことから、利便性の良い申請地を資材置場として申請するもの。第 2 種農地。

よろしく願いいたします。

番号 7 番

議 長

番号 7 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番 委 員

1 番、鈴木です。地図の 7 番をご覧ください。申請地は JR 両毛線の大間々踏切を西側へ 23m ほど直進し、左折して 80m ほど直進した左側となります。周囲は市道と農地であり問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 7 番の申請は可決いたします。

番号 8 番

議 長 番号 8 番について、大間々町 14 区の担当委員が欠席のため、大間々の星野委員より説明をお願いします。

12 番委員 12 番、星野です。地図の 8 番をご覧下さい。申請地は大間々のながめ余興場の所にある高津戸橋を渡り、川内方面へ 300m～400m 行ったところの道路の右側になり、道路との段差がある場所になります。ぬかるみの所もあるようで工事費はかかるかもしれませんが問題はないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 8 番の申請は可決いたします。

事務局 番号 9 番の案件について説明いたします。
受け人、渡し人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町神戸、畑、太陽光発電設備用地、売買。現在、県外にて太陽光発電事業を営んでおりますが、事業に適した申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。第 2 種農地。
番号 10 番。受け人、渡し人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町神戸、畑、太陽光発電設備用地、売買。現在、県外にて太陽光発電事業を営んでおりますが、事業に適した申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。宅地 305-1 (533 m²) と一体利用、第 3 種農地。
よろしくお願いいたします。

番号 9 番

議 長 番号 9 番について、東町の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 9 番をご覧下さい。申請地は東町の廃校になりました中学校グラウンドの南側になります。周辺にはすでに太陽光発電施設があり、周囲の農地に影響はないと思いますが慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 9 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 9 番について採決をいたします。番号 9 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 9 番の申請は可決いたします。

番号 10 番

議 長 番号 10 番について、東町の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 10 番をご覧下さい。申請地は、東支所より国道に上り、足尾方面に約 4km ほど行きますと神戸地区に入り、玉木屋といううどん屋さんの先を左に上ったところの左側になります。南側は土手で北側は道路になっておりますので、周囲の農地に与える影響はないと思いますが、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 10 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 10 番について採決をいたします。番号 10 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 10 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。
令和 6 年 5 月 27 日提出。みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 27 件、再設定が 3 件ございます。はじめに、新規設定から説明します。
「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

事 務 局 新規設定。
番号 1 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。
番号 2 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。
番号 3 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも田になります。
番号 4 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも田になります。
番号 5 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも田になります。

番号 6 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。
番号 7 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。
番号 8 番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。
番号 9 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 10 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 11 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 12 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 13 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 14 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 15 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 16 番。笠懸町鹿、台帳は田、現況は畑になります。
番号 17 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 18 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 19 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 20 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 21 番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。
番号 22 番。笠懸町鹿、台帳は山林、現況は畑になります。
番号 23 番。東町小中、台帳、現況とも畑になります。
番号 24 番。東町小中、台帳は田、現況は畑になります。
番号 25 番。東町小中、台帳、現況とも畑になります。
番号 26 番。東町小中、台帳、現況とも畑になります。
番号 27 番。東町小中、台帳、現況とも畑になります。

新規設定 27 件の地積は、田 1,395 m²、畑 27,059.52 m²となります。
以上 27 件の審議について、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定、番号 1 番から番号 27 番につきまして、ご意見等ございますか。

金子推進委員 番号 23～27 番の作物は何を生産するのか。

事務局 山椒、山菜を作るということで計画が出ています。

議 長 ほかにご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、新規設定、番号 1 番から番号 27 番について採決をいたします。新規設定、番号 1 番から番号 27 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、新規設定、番号 1 番から番号 27 番は可決いたします。

事務局

続きまして、再設定についてご説明します。3件でございます。

「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」
「設定する利用権」は記載のとおりになります。

再設定。

番号1番。笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑になります。

番号2番。大間々町桐原、台帳、現況とも畑になります。

番号3番。大間々町桐原、台帳、現況とも畑になります。

再設定3件の地積合計は、3,735㎡となります。

以上3件の審議について、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。再設定、番号1番から番号3番につきまして、
ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、再設定、番号1番から番号3番について採決をいたします。
再設定、番号1番から番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員と認め、再設定、番号1番から番号3番は可決いたします。

議長

ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和6年5
月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和6年5月27日 午後3時20分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会長

小林利信

6番委員

櫻井正彦

7番委員

清水恩夫